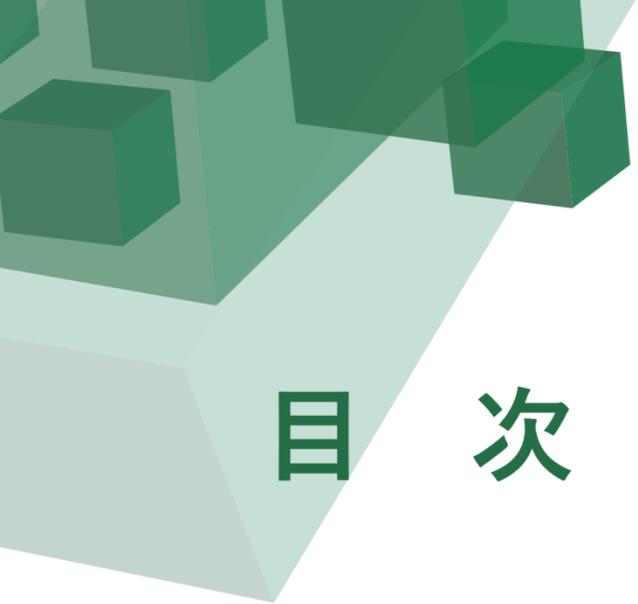


西米良村

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月



目次

第1章 計画策定の背景と目的

1.計画策定の背景	01
2.計画策定の位置づけ	02
3.計画期間	03
4.対象施設	04

第2章 本村の概要

1.地域の概要	05
2.人口状況	06
3.財政状況	08

第3章 公共施設等の現況と将来の見通し

1.公共施設等の現況	10
2.本村が保有する建物系施設一覧	12
3.インフラ資産の状況	16
4.改修及び更新費用の見通し	17

目次

第4章 公共施設等に関する基本方針

1.取組みについて（建物系施設）	20
2.インフラ資産に関する基本方針	24
3.推進体制	25

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1.施設類型ごとの管理に関する基本方針について	26
2.村民文化系施設	27
3.社会教育系施設	28
4.スポーツ・レクリエーション系施設	29
5.産業系施設	34
6.学校教育系施設	35
7.子育て支援系施設	37
8.保健・福祉施設	39
9.行政系施設	40
10.公営住宅等	43
11.医療施設	44
12.供給処理施設	45
13.インフラ資産	47

第6章 今後のスケジュール

1.取組みの流れ	51
2.全庁的な取組体制の構築	51
3.財政担当との連携	52
4.職員の意識啓発	52
5.情報の一元化	53



01 計画策定の背景と目的

01

計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

公共施設等マネジメントの 必要性は全国共通

現在、西米良村の建物系施設及びインフラ施設（以下、公共施設等）の約半数が建築後 30 年以上経過しており、今後さらに多くの公共施設等が一斉に改修・更新時期を迎えるため、多額の維持・更新費用が必要になると見込まれます。

しかし、少子高齢化による村税収入の減少や医療費などの社会保障費の増大により今後の自治体経営が厳しさを増していくと予想される中、老朽化した公共施設等の維持・更新のための予算確保は容易ではなく、維持・更新費用の適正化を図ることが課題です。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計でも全国的な人口減少が予測されており、西米良村においても公共サービスのあり方について改めて見直しが求められています。

これらの課題を乗り越え、持続可能な運営を行うためには、西米良村の公共施設等の実態を把握し、将来生じる改修・更新費用を試算することで、限られた財源の中で効果的効率的な施設の改修計画、公共施設の適正配置や統廃合を含めた検討を行っていく必要があります。

このため、西米良村では、必要な施設を見極め、長寿命化を図りながら、安全な状態で将来に引き継ぐための計画的、効率的な整備や維持管理、運営を行なうために、「西米良村公共施設等総合管理計画」を策定します。



01

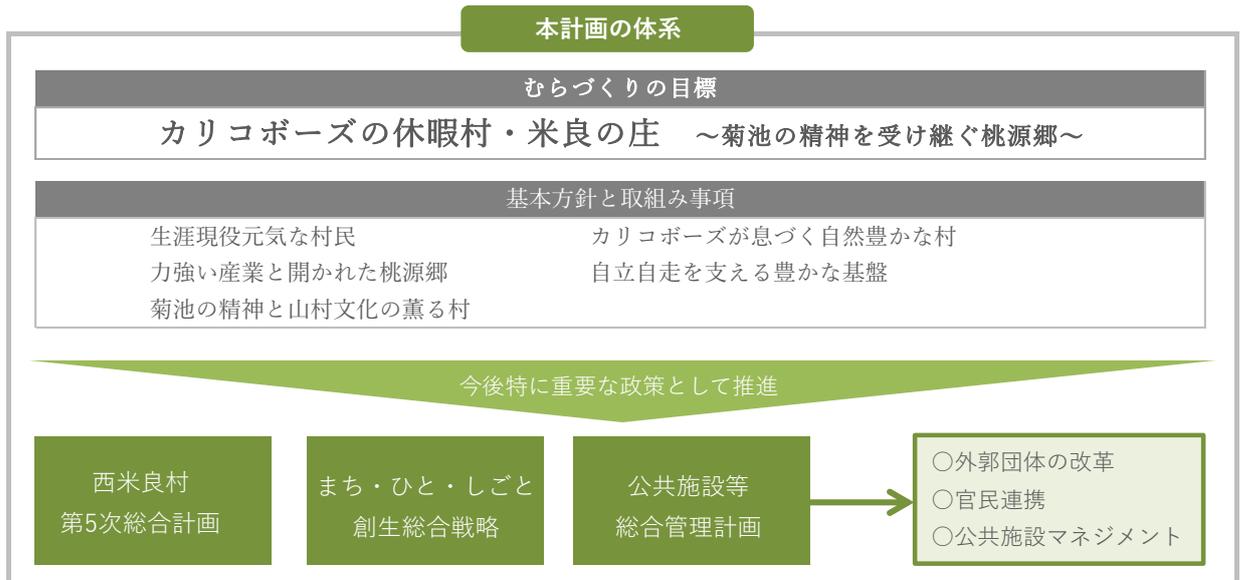
計画策定の背景と目的

2. 計画策定の位置づけ

本計画は、西米良村第5次総合計画の下支えと位置付けられた重要な柱

公共施設等総合管理計画は、平成25年11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するものであり、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定します。

「第5次西米良村長期総合計画」には、村が将来目指すべき姿と村づくりの基本姿勢を明らかにした村の将来展望及び、村が目指すべき姿を踏まえた平成23年度から平成32年度の10年間における計画が示されています。本計画は、「第5次西米良村長期総合計画」に示した内容を踏まえ、効果的な公共施設等の維持をする上で重要な基礎となるよう策定しました。



01

計画策定の背景と目的

3.計画期間

本計画の期間を概ね 40 年間と設定

公共施設の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠です。本村では、建築年度不明の建物系施設が多く、更新時期やインフラ施設の補修時期は、本村の場合、今後 40 年の間に集中しています。

本村では、長期的な視点に立ち、本計画の計画期間を概ね 40 年間と設定し、今後の個別施設計画の見直し等により、5年ごとに維持管理計画の見直しを行うものとしています。

また、歳入歳出の状況や制度変更など、計画の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行います。

01

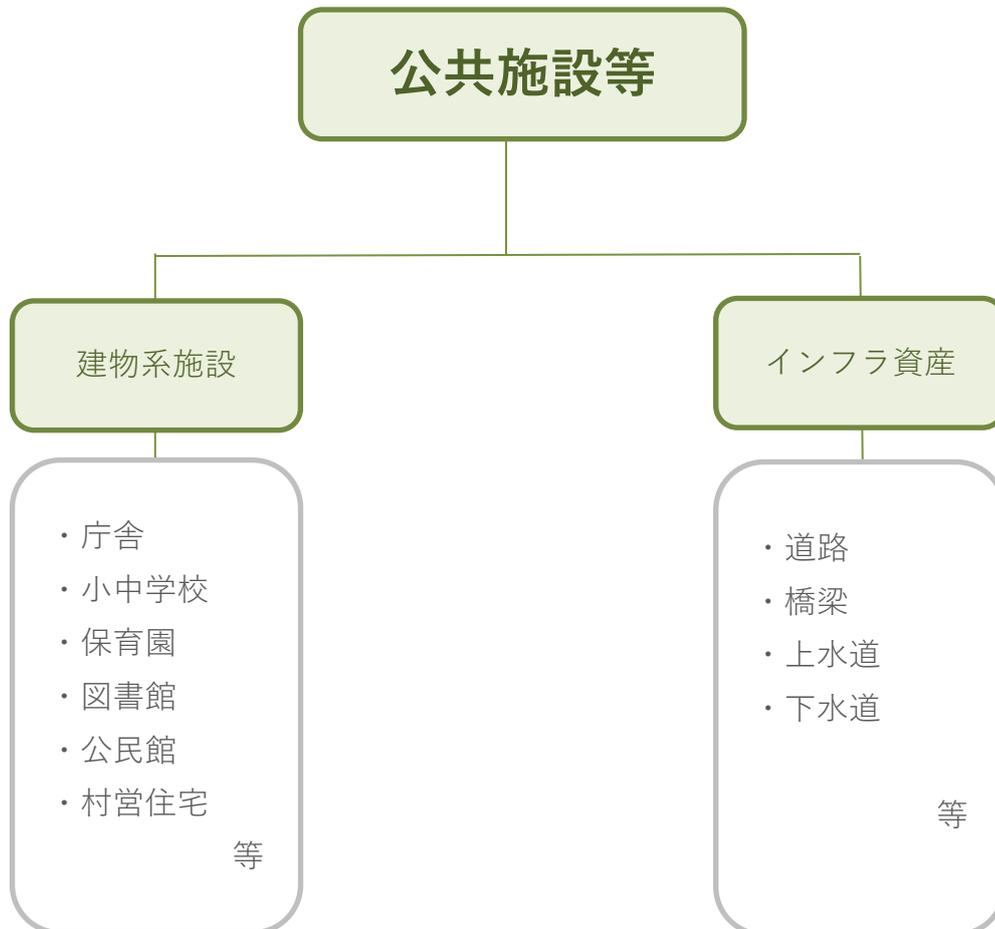
計画策定の背景と目的

4.対象施設

公共施設等は一般に大きく建物系施設とインフラ施設に分けられ、インフラ施設については、多様な施設を保有しています。

【公共施設等の定義】

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物





02 本村の概要

02

本村の概要

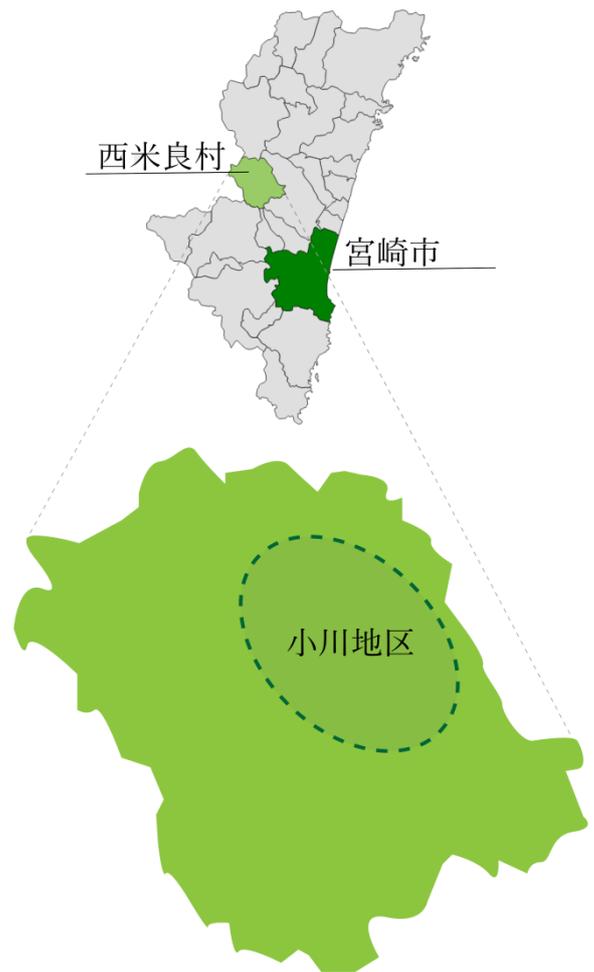
1.地域の概要

地域によっては集落存亡の危機が高い状況

面積の 96%を山林が占めている西米良村は、木材、木炭生産などの林業の村として発展してきましたが、燃料革命・高度経済成長以降、林業の衰退とともに、急速に過疎・高齢化が進展し、平成 6 年に行われた長期人口予測で平成 22 年には村人口が 748 人となるとの結果が出たことから、過疎化対策に取り組む機運が高まることとなりました。特に、小川地区での過疎化・高齢化は深刻であり、平成 17 年当時、人口 100 人弱、高齢化率で 71%に達しており、集落存亡の危機が高まっています。

小川地区の集落としての歴史は古く、江戸時代中期から明治維新に至るまでの約 200 年間、旧米良領主（菊池氏）が居住

したことで、西米良村の中心地となっていました。また、領主が居住した城址（小川城址公園）、宝永元年に再建された約 500 年の歴史を有する鎮守神社が残されています。



【資料】西米良村第 5 次総合計画

02

本村の概要

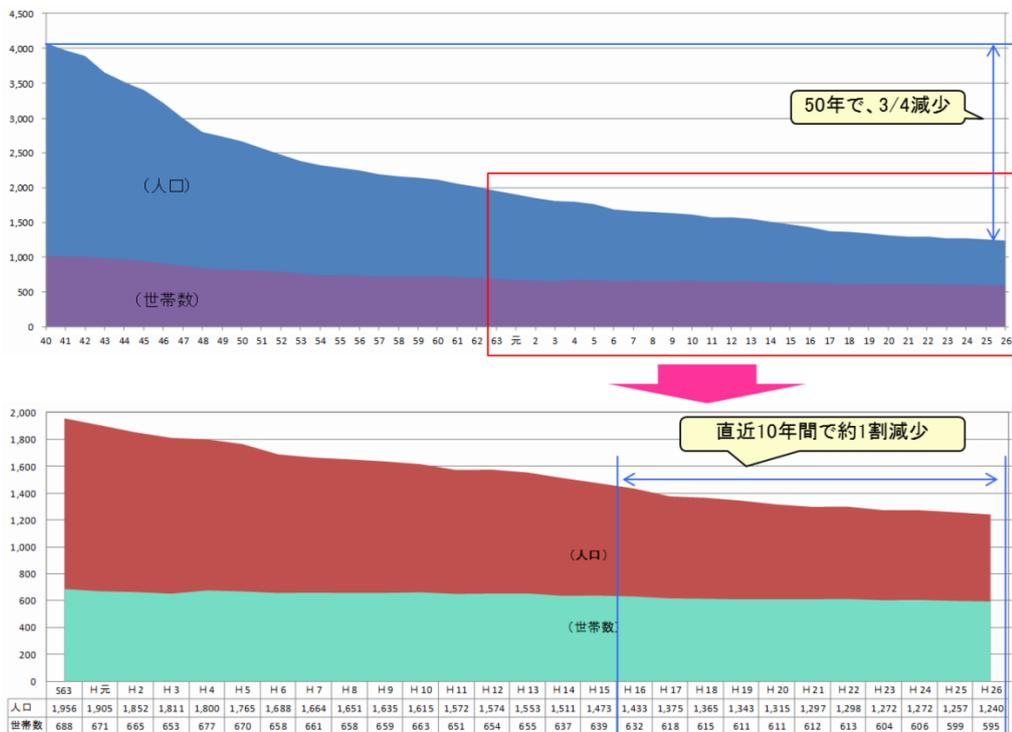
2.人口状況

①年齢別人口ピラミッド

50年で人口が3/4減少

長期的な本村の人口・世帯数は減少傾向にあります。50年前の昭和40年は、4,081人(1,022世帯)でしたが、平成26年には、1,240人(595世帯)と、約1/4に減少しています。また、短期的な本村の人口・世帯数を見ると直近10年間(H16～H26)に、人口は、87%、世帯数は94%に減少しています。

全国的に人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に伴う税収入の減少と扶助費等の義務的経費の増加による財源不足が年々深刻化しており、本村においても、かつてのように多くの施設を一斉に更新することは困難な状況にあります。



【資料】西米良村人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略

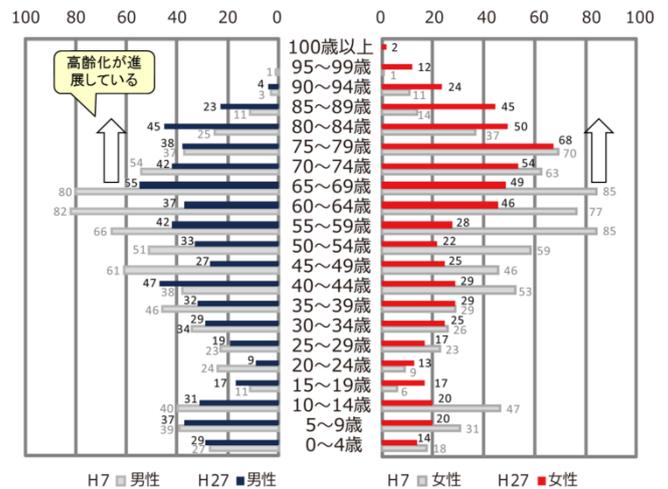
02

本村の概要

②年齢別人口ピラミッド

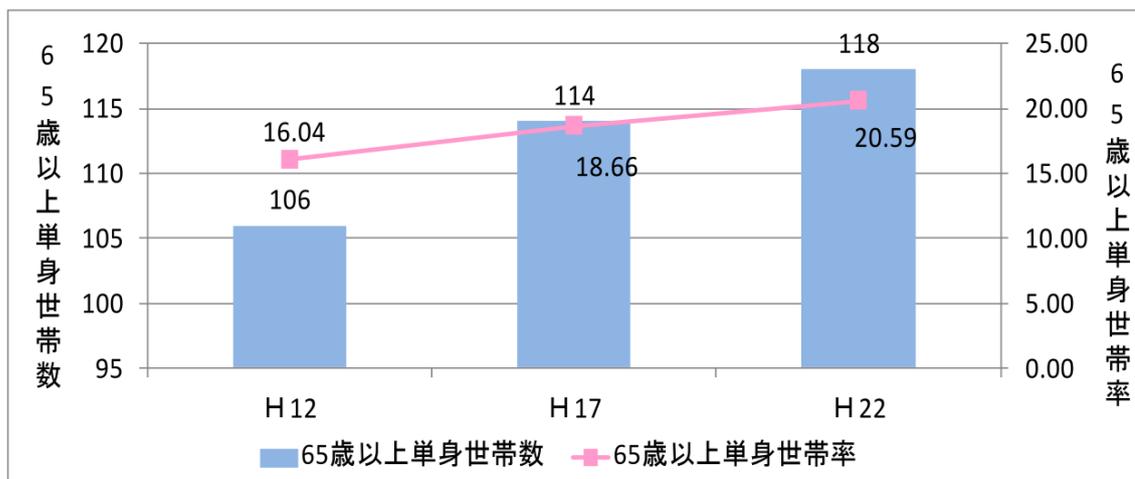
さらなる高齢化の進展

H7年とH27年の年齢別人口ピラミッドの比較においては、H7年時は、50～69歳代を中心とした年齢構成を形成していたが、H27年には特に女性に顕著なように、75～79歳をピークとした年齢構成にシフトしており、全体的に高齢化が進展しています。



③単身高齢者世帯数

65歳以上の単身高齢者世帯数の増加



【資料】西米良村人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略

02

本村の概要

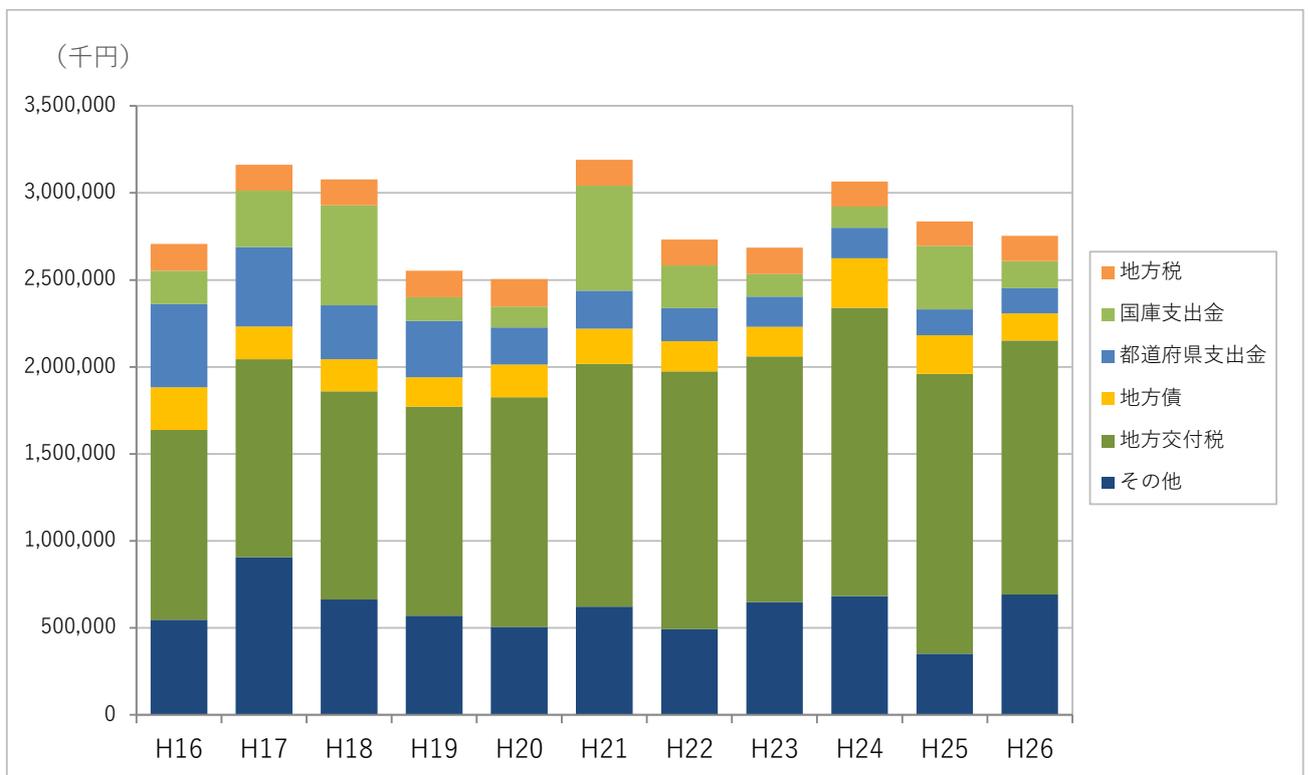
3.財政状況

①歳入の推移

人口減少による税収の減少、 高齢化の進展による扶助費の増加で 村全体の歳入減少する見込み

税収の減少や、扶助費の増加が予測される中、今まで整備してきた公共施設等の維持管理、大規模改修や、更新整備にかかる支出も避けられないことが予測されます。

ヒトやモノの高齢化、財政的な問題が関係しているため、公会計整備を行っている今、公共施設等にかかる現状を把握し、その対応策を検討する取組みが求められます。

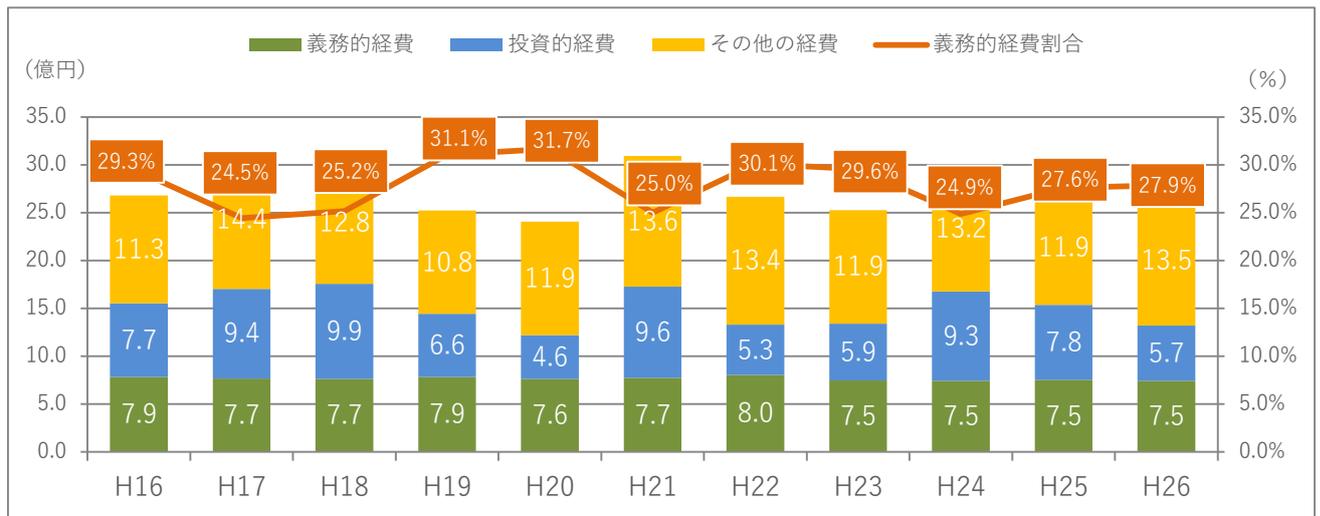


02

本村の概要

②歳出総額と義務的経費比率の推移

義務的経費の支出が増加傾向



【用語解説】

地方財政の経費は、(1) 義務的経費、(2) 投資的経費、(3) その他の経費に大別され、それぞれに性質分類による費目があります。

(1) 義務的経費

人件費、扶助費（生活保護費、児童福祉費、老人福祉費等）、公債費などその支出が法律上義務付けられたものや国の指示によって事実上強制されたものがあります。

(2) 投資的経費

投資的経費は、道路・橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

(3) その他の経費

義務的経費、投資的経費に含まれない経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金、前年度繰上充用金などがあります。

【資料】 地方財政白書



03 公共施設等の現況と 将来の見通し

03

公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

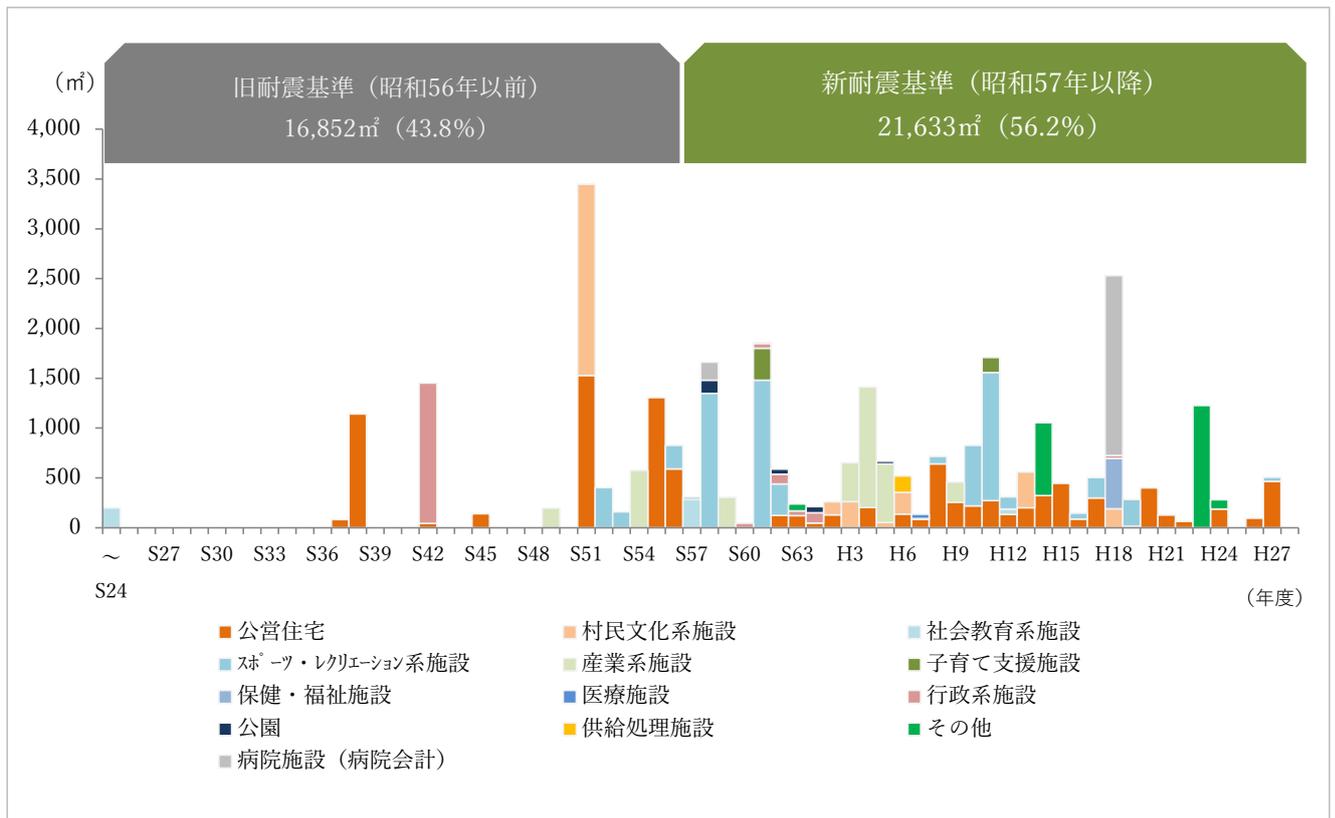
① 建物系施設 築年別延床面積の状況

旧耐震基準（昭和56年以前）の 建物系施設が43.8%占める

今後、これまで整備してきた公共施設等の維持管理、大規模改修や更新整備にかかる多額な支出が避けられないことが予測されます。ヒトやモノの高齢化、財政的な問題が関係しているため、公会計整備を行っている今、公共施設等にかかる現状を把握し、その対策を検討する取組みが求められます。

また、築年別にみると、昭和56年以前の旧耐震基準建物系施設が43.8%占めています。

ただし、建築年度不明の建物系施設が740㎡ありますので、この分も視野に入れなければなりません。



【資料】 公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10

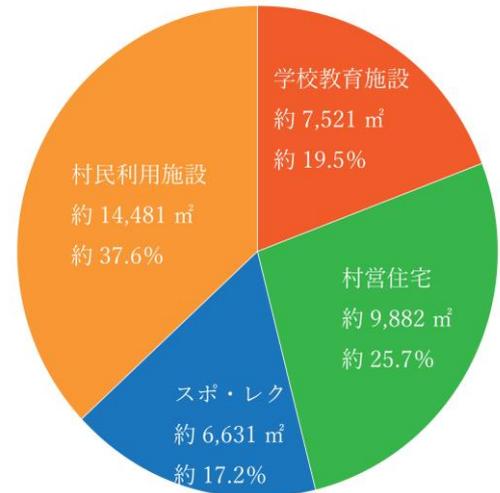
②建物系施設 用途別延床面積の状況

村営住宅、学校教育施設が多く占め、 この傾向は全国共通

本村の建物施設の総延床面積は 3.9 万㎡（建築年度不明含む）であり、その内訳は村営住宅が全体の 25.7% を占め、次いで学校教育系施設が 19.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が 17.2%、村民利用施設が 37.6% を占めています。

学校教育系施設が多くの延床面積を占めている状況は、全国共通の傾向となっています。

なお、村民利用施設には文化系施設や産業系、病院施設等が含まれています。



【村民利用施設】

- ・村民文化系
- ・保健・福祉
- ・医療系
- ・社会教育系
- ・産業系
- ・行政系
- ・病院施設
- ・子育て支援系
- ・公営住宅

○建物系施設の保有数

施設分類	延床面積
■ 学校教育施設	7,521 ㎡
■ 村営住宅	9,882 ㎡
■ スポ・レク系施設	6,631 ㎡
■ 村民利用施設	14,481 ㎡

○一人当たりの保有量比較

西米良村	32.4 ㎡
類似団体平均	36.9 ㎡

【資料】

- ・公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10
- ・東洋大学自治体別人口・公共施設延床面積リスト
- ・一人当たり = 38,515 ㎡ ÷ 1,190 人
- ・人口は平成 28 年 3 月 31 日 (HP より)

03

公共施設等の現況と将来の見通し

2.本村が保有する建物系施設一覧

村民文化系施設

横野活性化センター	作業所（上米良公民館敷地内）
西米良村基幹集落センター	板谷多目的集会施設
越野尾憩いの館	村所公民館
倉庫（上米良公民館敷地内）	松之本集会所
旧西米良村環境管理センター	小川公民館
上米良地区多目的集会施設	

社会教育系施設

菊池記念館
歴史民俗資料館
カリコボーズの民芸館

スポーツ・レクリエーション系施設

西米良村柔剣道場	西米良村温泉・カリコボーズの湯「ゆたーと」
西米良村市房山山小屋	小川作小屋村施設
山村広場	八重観光トイレ
西米良村トレーニング施設	上米良観光トイレ
双子キャンプ場施設	川の駅「百菜屋」
健康増進広場	

03

公共施設等の現況と将来の見通し

学校教育系施設

村所小学校	西米良中学校
西米良村学校給食共同調理場	旧板谷小学校
旧越野尾小学校	元小川小中学校
旧越野尾小学校グラントイレ	

子育て支援施設

ふたば園

保健・福祉施設

西米良村総合保健センター

産業系施設

西米良村商工会館	活性化施設（花き出荷施設）
西米良村ゆず加工施設	越野尾活性化センター
森林館	八重活性化センター
菌床栽培施設（西米良村活性化施設）	竹原協業センター（林業者等地域住民交流施設）
椎茸菌床栽培舎	西米良村物産センター（湖の駅）

03

公共施設等の現況と将来の見通し

行政系施設

西米良村役場	消防団第 6 部詰所
消防団第 2 部詰所	消防団第 6 部車庫
消防団第 3 部詰所	消防団第 7 部詰所
消防団第 4 部詰所	消防団第 8 部詰所
消防団第 5 部詰所	

公営住宅等

鶴定住促進住宅	板谷山村定住住宅 B 棟	宮之瀬教職員住宅
松之本住宅	板谷公営住宅	宮之瀬教職員住宅（木造平屋）
田之元教職員住宅	竹原山村定住住宅	上米良一般住宅
田之元公営住宅（公営 2 種）	竹原公営住宅	上米良山村定住住宅
小川一般住宅（A 棟）	横野山村定住住宅	上米良公営住宅
小川一般住宅（B 棟）	横野一般住宅	越野尾一般住宅
小川一般住宅（C 棟）	鶴一般住宅 1-1-8	越野尾山村定住住宅
小川一般住宅 2-1-11	鶴一般住宅 1-1-10	八重山村定住住宅
小川一般住宅 2-1-12	鶴一般住宅 1-1-11	若者定住住宅 A 棟
小川一般住宅 2-1-13	桐原公営住宅	若者定住住宅 B 棟
小川定住促進住宅	宮之瀬公営住宅	鶴教員宿舎
板谷山村定住住宅 A 棟	宮之瀬一般住宅	西米良村医師住宅

03

公共施設等の現況と将来の見通し

病院施設

歯科診療所

国民健康保険西米良診療所

医療施設

小川出張診療所

供給処理施設

西米良村火葬場

その他

村所駅

移動通信用鉄塔施設

宮交バス乗務員宿舎

光情報網設備 小川サブセンター

マイクロバス車庫

休憩所

03

公共施設等の現況と将来の見通し

3.インフラ資産の状況

①道路・橋梁等

平成 27 年度末現在において、本村が所有するインフラ施設のうち主な施設の実延長は、村道が 107,497m、上水道のうち導水管が 11,151m、配水管が 15,732m、下水道の実延長が 7,405m となっています。また、西米良村が管理する村道橋梁は、現在 65 橋あり、このうち 15m 以上の橋梁が 29 橋あります。

既存のインフラ施設については、更新時期や今後の人口減少社会を見据え、計画的な維持・補修と長寿命化対策の推進に努めるとともに、新たな施設整備に当たっては、必要性や優先度を見極めながら効率的かつ効果的な整備を推進する必要があります。

インフラ資産の保有状況（道路及び橋梁）

大分類	区分	実延長	総面積
道路	一般道路	107,497m	1,088,967 m ²
	自転車歩行者道	87m	m ²
橋梁	橋梁	1,310m	m ²
上水道	導水管	11,151m	-
	配水管	15,732m	-
下水道	下水道	7,405m	-

03

公共施設等の現況と将来の見通し

4.改修及び更新費用の見通し

①建物系施設に係る将来の更新費用

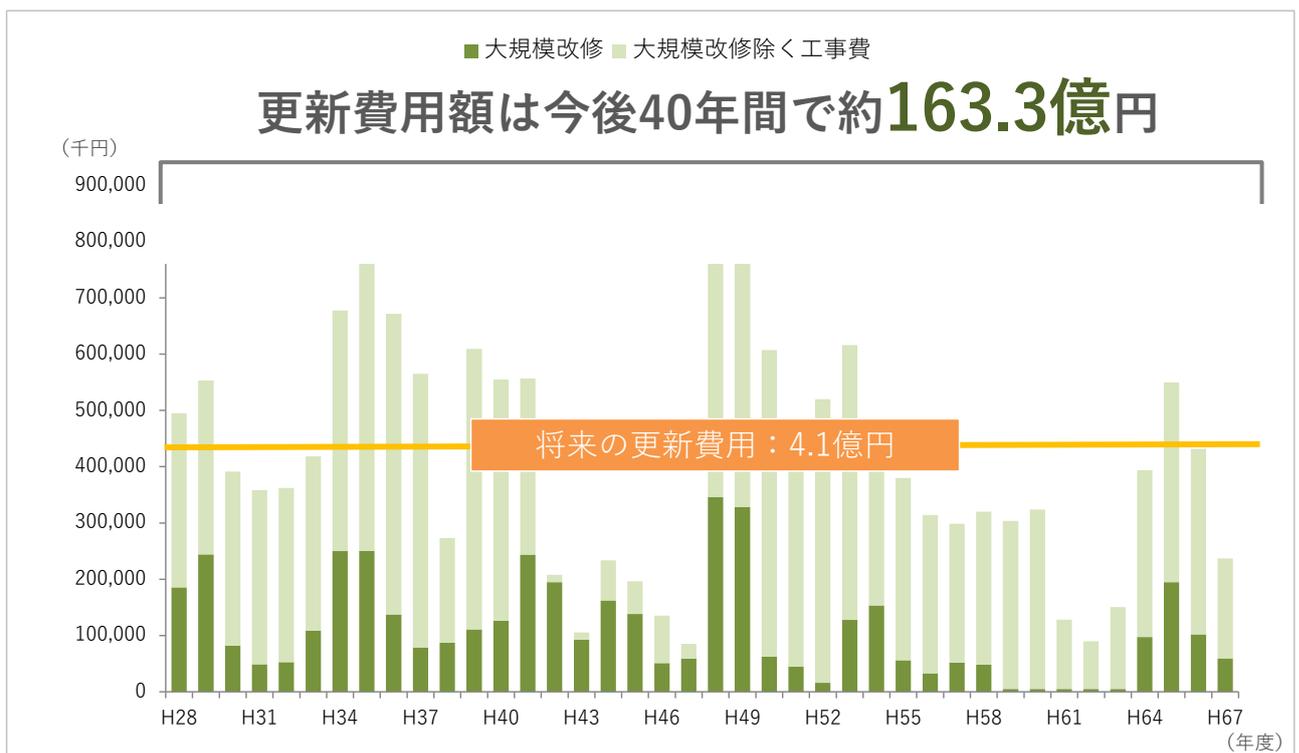
現在の更新費用：7.0 億円（過去 5 年間平均）

将来の更新費用：4.1 億円（年間見込み）

本村が平成 27 年 4 月 1 日現在で所有する建物系施設をそのまま維持していくという条件の下で、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間の建替えや改修に要する費用を試算した結果、その総額は 163.3 億円で年間 4.1 億円と試算されています。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の公共施設等に対する投資的経費は年間平均 7.0 億円です。

しかし、今後は少子高齢化や人口減少等による収入（主に税収）の減少や老朽化の進行によるサービスの質の低下等が懸念されます。また、更新費用には建築年度不明の建物系施設(740 m²)は含まれていないため、その分も考慮しなければなりません。



【資料】公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10

03

公共施設等の現況と将来の見通し

②推計条件

○耐用年数の設定

- ・目標耐用年数 60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

○更新年数の設定

- ・建築後 30 年で大規模改修（修繕期間 2 年）を行い、その後 30 年で更新（建替期間 3 年）すると仮定
- ・経過年数が 30 年を超え 50 年以下の建築物については今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、経過年数が 50 年を超えている建築物については、建替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定

③建替え、大規模改修時の単価設定

	大規模改修	建替え
村民文化系施設	7 万円/m ²	11 万円/m ²
社会教育系施設	9 万円/m ²	15 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	9 万円/m ²	16 万円/m ²
産業系施設	6 万円/m ²	9 万円/m ²
学校教育系施設	6 万円/m ²	12 万円/m ²
子育て支援施設	5 万円/m ²	10 万円/m ²
保健・福祉施設	8 万円/m ²	14 万円/m ²
医療施設	6 万円/m ²	10 万円/m ²
行政系施設	26 万円/m ²	42 万円/m ²
公営住宅	7 万円/m ²	12 万円/m ²
公園	8 万円/m ²	15 万円/m ²
供給処理施設	21 万円/m ²	37 万円/m ²
その他	5 万円/m ²	9 万円/m ²

【資料】公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10

03

公共施設等の現況と将来の見通し

③公共施設等（建物系施設+インフラ資産）の更新費用

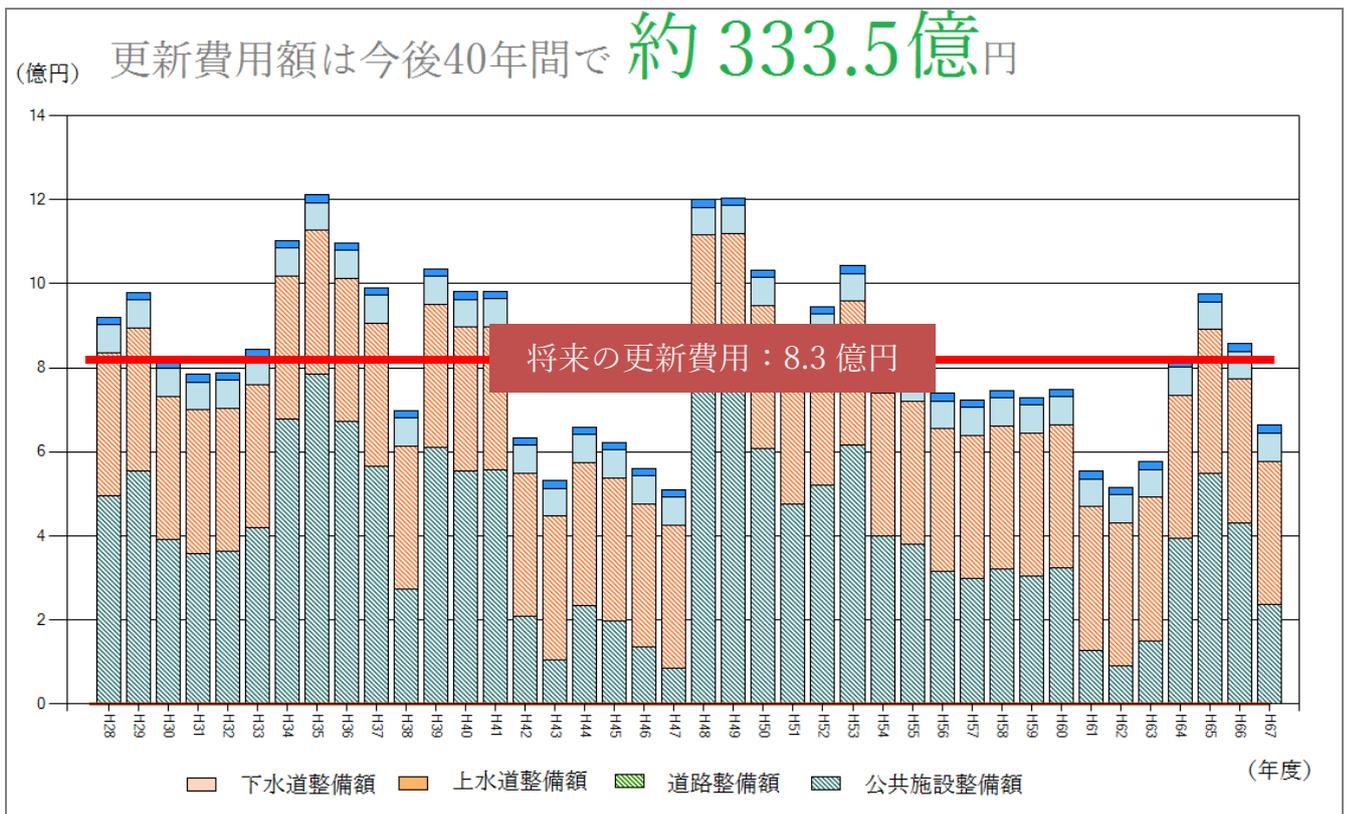
現在の更新費用：8.1 億円（過去5年間平均）

将来の更新費用：8.3 億円（年間見込み）

本村が平成 27 年 4 月 1 日現在で所有する建物系施設をそのまま維持していくという条件の下で、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間の建替えや改修に要する費用を試算した結果、その総額は 333.5 億円となりました。一年当たりの更新費用額は約 8.3 億円となることが推計されています。

今後、少子高齢化や人口減少による収入の減少（主に税収）や老朽化の進行によるサービスの質の低下等が懸念されます。

さらに、更新費用額には建築年度不明の建物系施設（740 m²）は含まれていませんので、その分も考慮しなければなりません。



【資料】公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10



04 公共施設等に関する 基本方針

1.取組みについて（建物系施設）

①統廃合・機能集約等の推進

施設本来の目的を見直し、 配置バランスを検討

人口減少など社会経済情勢が変化する中
にあって、本村は、当初の目的と異なる利
用実態となっている施設や、有効な利活用
に至っていない施設を抱えており、また、
その対応策が十分に図られていない状況に
あります。

そこで、村民ニーズ（利用動向・利用実
態）を踏まえつつ、施設（建物）の性能だ
けではなく、施設の本来目的・サービス・
機能に着目し、人口や財政規模などを考慮
した最適な量と質の確保の観点から、適正
配置を行います。

また、同一区内又は近接する区域に、機
能や利用実態が類似している施設が多数存
在している状況にあります。このため、今
後は、総量の抑制に配慮しつつ、施設や施
設カテゴリーの性格に応じた利用圏域（施
設を使用する利用者のエリア）を設定し、
連携や補完、集約化等により必要な機能を
確保する中で、配置バランスを検討するな
ど、地域の実情に応じた適正かつ効果的な
配置に取り組みます。

なお、未利用資産については、施設の状
況に応じて、貸付けや売却による収入確保
又は計画的な除却に努めます。

②安全確保等の推進

交通の安全確保はもとより、 自然災害の発生に対応できる 防災機能の向上に努める

公共施設等の管理において、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等について耐震化を図る必要があります。

また、点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない建物施設などの危険性の高い公共施設等について安全確保を図る必要があります。

具体的には、地震発生に伴う災害被害の防止又は軽減を図るため、建物施設や橋梁等のインフラ資産の耐震化を計画的に進め、用途が廃止され、倒壊等の危険性の高い建物施設は早期の除却に努めます。

村民生活に欠かすことのできないライフラインである上水道やガスについては、管路の耐震化を推進することにより、安全で安定した供給の維持に努めます。

道路や橋梁については、児童生徒や高齢者など歩行者が安心して通行できる交通の安全確保や、自然災害の発生に対応できる防災機能の向上に努めます。

さらに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、本計画の見直しや、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等にいかすよう努めます。

③適切な維持管理・修繕・更新等の推進

効率的・効果的な修繕・改修等を推進し、 長寿命化や予防保全型維持管理の取組みを進める

本村では、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は総じて低く、当該収入額の数倍の維持管理経費を要する施設が数多く存在しています。また、多くの施設において利用者が減少傾向にあり、適切な維持管理を行うためには、一定の公費投入が必要となってきます。

さらに、全ての施設をこのまま維持していくとした場合、いずれかの時点で施設の大規模改修や更新等に直面することとなり、将来の大きな財政負担につながるものが懸念されます。

このため、計画的な耐震補強等による安全性の確保はもとより、次世代に過大な負担を残さないよう、中・長期的観点から優先的に維持すべき施設を見極めた上で、効率的・効果的な修繕・改修等を推進するべく、長寿命化や予防保全型維持管理の取組みを進めます。

なお、今後、必要に応じて公共施設等を整備・改修する場合においては、トータルコストの縮減・平準化を目指すとともに、必要な施設のみ更新するなど公共施設等の供用を廃止する場合との整合性に留意します。

④民間活力の活用

地域社会の実情に合った 民間事業者の参入促進を図る

今後は、施設本来の設置目的を踏まえつつ、行政が所有しサービスを提供することの必要性を見極める中で、本村としてあるべき行政サービスの水準を検討するとともに、効率的かつ効果的な利活用を推進するため、村による直接的なサービスや機能の提供にこだわらない最適な主体によるサービスの提供（民間代替可能性等）について検討を行います。

また、公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、地域社会の実情に合った将来のむらづくりにおいて、PPP や PFI 等の活用について検討するなど民間事業者の参入促進を図ります。

さらに、公共施設等の情報については、広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、その公開に努めます。

PPP(Public Private Partnership)とは

公共と民間が連携して公共サービスの提供を「枠組みをもった計画」で行うことです。

PFI(Private Finance Initiative)とは

公共施工等の設計や建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

2. インフラ資産に関する基本方針

計画・効率的に長寿命化を推進する

- ・長寿命化計画策定等により、施設の長寿命化に取り組み、財政負担の軽減を図ります。
- ・施設に応じて、予防保全型と事後保全型による維持管理手法を使い分け、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。
- ・予防保全型の施設は、点検や診断、修繕等を定期的に着実に実施します。

安全・防災・需要を考慮した適正な整備をする

- ・老朽化した施設が、利用者や第三者に対して与える被害（第三者被害）を防ぐため、定期的な点検等により、異常の早期発見・適切な補修を行い、安全・安心なむらづくりに努めます。
- ・防災上必要な措置は、優先して整備を推進します。
- ・利用需要の変化や施設の重要度を考慮して適正な整備を行います。

新たな技術とニーズに対応する

- ・環境負荷やコストの低減、耐久性の向上などの技術・工法について、国や県の情報を収集し、積極的に導入を検討します。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインなどの社会ニーズに応えます。
- ・施設のライフサイクルコストを考慮した設計・施工に努めます。
- ・社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や集約化を図るとともに、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討します。

04

公共施設等に関する基本方針

3.推進体制

持続可能な財政基盤の確立に向けた公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ着実に実施していくため、総務課・村民課が中心となって、全庁的に取組を進めます。





05 施設類型ごとの 管理に関する基本方針

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

1.施設類型ごとの管理に関する基本方針について

公共施設における施設類型は、総務省により提示されている分類を参考とし、本市公共施設を下表にしたがって分類しました。施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について、施設の現状を踏まえ整理します。

大分類	中分類
村民文化系施設	集会施設
	文化施設
社会教育系施設	図書館
	博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
子育て支援施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設
	障害福祉施設
	保健施設
行政系施設	庁舎等
	消防施設
	その他行政系施設
公営住宅	公営住宅
公園施設	公園施設
供給処理施設	供給処理施設
上下水道施設	上下水道施設
その他	その他

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

2. 村民文化系施設

① 現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	村民文化系施設	集会施設	・横野活性化センター・西米良村基幹集落センター ・旧西米良村環境管理センター・公民館
現状	<p>【基幹集落センター】 施設内に教育総務課、教育長室を配置しています。ホールについては、庁内の会議、個人、外部団体に借用などの活用をしています。当施設は、平成24年度に耐震診断、平成26年度に耐震補強工事を実施しました。平成29年度下半期から新庁舎建設に伴い仮庁舎として活用予定としています。</p> <p>【各地区公民館】 指定管理者制度により施設の管理を実施しています。軽微な修繕等は、地区に依頼し、建物の改修については、老朽化の進行具合等により村が実施しています。</p> <p>【旧西米良村環境管理センター】 改修済みで、ストックヤードとして活用しています。村内から収集された廃棄物、廃棄物収集用の公用車の保管場所となっています。管理は村が実施しています。</p>		
実施方針	① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)		
	基幹集落センター及び各地区の公民館は、災害時の避難場所になっているため、こまめな点検・修繕等の実施に努めます。		
	② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)		
それぞれ地区の活動拠点施設となるため、現状維持とします。			

② 将来的に新設、更新、耐震化、大規模改修の予定のある施設

施設名称	計画名	予定年度	内容	見込み金額
基幹集落センター	仮庁舎建設工事	H29	新庁舎建設に伴う 仮庁舎建設工事实施	6,000万円

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

3.社会教育系施設

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	社会教育系施設	博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池記念館 ・歴史民俗資料館
現状	<p>【菊池記念館】 建物には、菊池公ゆかりの品々が展示されており、当時の貴重な史料等が保管されています。建設当時から村民に大切に管理されてきたが、老朽化が進行しています。</p> <p>【歴史民俗資料館】 国指定重要有形民俗文化財を含む約 1,000 点の民俗資料等を展示、所蔵しています。施設へのアクセスが課題になっています。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<p>【菊池記念館】 建物については、数年前にシロアリによる被害により、駆除を実施しています。今後も職員による目視、触診等の実施や、専門家に依頼するなど、建物、貴重な史料等の適正な管理を実施していきます。</p> <p>【歴史民俗資料館】 展示品や貴重な史料の管理を行っていくために、定期的な燻蒸作業を実施しています。また、建物は、定期的な目視等による点検を実施し、適正な管理に努めます。</p>		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>菊池記念館は、展示品、史料などを保管しており、建造物としても貴重であるため、存続できるよう努めます。民俗資料館は、修繕、メンテナンス等を実施することで建物の適正な管理に努めるとともに、施設へのアクセスについて検討します。</p>		
	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>		
<p>定期的な点検、修繕を実施することで、財政的負担が過度にならないよう努めます。</p>			

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

4.スポーツ・レクリエーション系施設①（スポーツ施設）

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	・西米良村柔剣道場・山村広場 ・西米良村トレーニング施設
現状	<p>【柔剣道場】 昭和 51 年に建設され、非構造部材の耐震性や管理棟を含めた老朽化がすすんでいます。</p> <p>【山村広場】 昭和 56 年に建設され、照明器具の LED 化が完了しています。</p> <p>【トレーニング施設】 昭和 58 年に建設され、屋根全体の塗装工事を 10 数年前に実施していますが、老朽化が著しいため、屋根の大規模改修が必要です。</p>		
実施方針	① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)		
	利用者に各施設を安全に使用してもらうために適正な管理、メンテナンスを実施します。		
	② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)		
	当面の間、現状維持とします。		
実施方針	③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)		
	トレーニング施設、山村広場の照明器具の LED 化が完了し、電気使用料の削減を図っています。		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設②（レクリエーション施設・観光施設）

①現状及び実施方針

	大分類	中分類	施設名
対象	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・八重観光トイレ ・上米良観光トイレ
現状	<p>各観光トイレは、周辺に観光案内板が設置されていることや、各種イベントの際に村内外の方にとって重要な役割を果たしています。</p> <p>建設当時から老朽化が進行しており、十分なバリアフリー化がされていないなどの問題があります。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<p>観光トイレの管理は、村民の方と委託契約を締結し、清掃等を実施しています。目視による点検等を行い、安心、安全に施設を利用できるよう適正な管理に努めます。また、充分バリアフリーに配慮した改修修繕を実施できるよう努めていきます。</p>		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
<p>各地区によって、利用者数に大きくひらきがあることが考えられます。状況に応じて、存続、用途廃止の検討をします。</p>			
<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>			

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設③（レクリエーション施設・観光施設）

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	・川の駅「百菜屋」
現状	<p>平成 17 年より運営を開始した当施設は、11 年が経過し軽微な修繕は行いましたが大きな問題もなく経営されています。</p> <p>建物周囲に整備されている階段及び手すりの修繕を今年度実施しましたが、駐車場周りの柵について、修繕が必要な状況となっているため、来年度に取替工事を計画しています。</p>		
実施方針	① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)		
	現在のところ適切な維持管理が指定管理者により行われています。引き続き現在の方針で施設を運営し、有効活用します。		
	② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)		
	引き続き、現在の体制で施設を運営していきます。		
実施方針	③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)		
	管理委託を引き続き行うため予算確保に努め、効率的な運営を指定管理者とともにを行います。		

②将来的に新設、更新、耐震化、大規模改修の予定のある施設

施設名称	計画名	予定年度	内容	見込み金額
川の駅「百菜屋」	周辺整備工事	H29	駐車場柵改修	245 万円

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設④（レクリエーション施設・観光施設）

①現状及び実施方針

	大分類	中分類	施設名
対象	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西米良村市房山山小屋 ・双子キャンプ場施設 ・西米良村温泉 ・カリコボーズの湯「ゆたーと」 ・湖の駅 ・小川作小屋村施設
現状	<p>【温泉施設】</p> <p>営業開始から約20年経過しており、経営は、第3セクターに指定管理委託しています。安定経営、雇用を維持しながらの施設、設備の大規模な修繕改修やメンテナンス等に多額の費用を要しています。</p> <p>木造デッキの増設など館内リニューアルを実施していますが、年々利用者が減少傾向です。サービスの向上や、魅力ある施設づくりのため、多額の費用が必要です。</p> <p>【その他施設】</p> <p>温泉施設と同様に、魅力ある施設づくりを実施し、多くの利用者を確保するためには、修繕や大規模改修に相当な費用が必要となる見込みです。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設、設備関係のメンテナンス、修繕等を実施することで適正な管理を行い、多額の費用が生じることがないように努めます。 ・その時々が生じた問題に対して改善の策を検討し、実施します。 		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p> <p>状況に応じて検討していきませんが、現段階では、現状維持とします。</p>		
	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p> <p>第3セクターに効率的な運営方法等を指導し、各施設、設備等における省エネ対策を実施します。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

②将来的に新設、更新、耐震化、大規模改修の予定のある施設

施設名称	計画名	予定年度	内容	見込み金額
双子キャンプ場施設	未定	H31～H32	キャンプ場の再造成、 建物建替実施	

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

5.産業系施設

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西米良村ゆず加工施設・椎茸菌床栽培舎 ・菌床栽培施設（西米良村活性化施設）
現状	<p>ゆず加工施設は、昭和 59 年に建設され運用開始されました。村の特産物として確立されているゆずの加工作業になくてはならない施設となっています。築 30 年以上経過しているため老朽化が進んでいる状態です。</p> <p>菌床栽培施設は平成 4 年度補助事業により整備され、平成 5 年より運用が開始されました。当初管理委託をした森林組合が撤退したのち、きのこ関係会社 2 社が借り受けましたが、いずれも撤退し、現在は 3 社目の会社と賃貸借契約を締結しています。補助事業による施設処分制限期間が平成 29 年 3 月までとなっており、施設及び機器の老朽化が進んでいます。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理により施設の運用を行います。 ・施設の修繕及び機器等の更新については、原則借り受けしている会社にて行うこととしていますが、建物自体の修繕や建て替えなどが必要となった場合については、両者で協議します。 		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>ゆず加工施設については、引き続き使用することが見込まれますが、菌床栽培施設は業績不振により入居会社の撤退が相次ぎ、現在の契約会社についても、先行きは不明です。</p> <p>施設の耐用年数も経過することから現在の会社が撤退となった場合は、施設の解体について検討します。</p>		
<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>			
<p>管理運営について、効率的な方策を使用している会社と共に検討します。</p>			

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

6. 学校教育系施設

① 現状及び実施方針

	大分類	中分類	施設名
対象	学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 西米良村学校給食共同調理場
現状	<p>村所小学校は、昭和 43 年、西米良中学校は昭和 53 年に建設されています。建設後 40 年以上経過しており老朽化が進行しています。</p> <p>耐震診断の結果は、基準を満たしていますが、非構造部材の耐震対策が今後の課題となっています。また、少子化がすすみ児童生徒の人数が減少傾向にあるため、今後予想される施設の大規模改修に対し、適正規模の施設のあり方等について検討を始める時期にさしかかってきている状況です。</p> <p>給食共同調理場は、前給食調理場の著しい老朽化により平成 26 年に更新しました。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に児童生徒の安全確保をするため、現施設の定期的なメンテナンスや修繕を実施します。 ・ 建築基準法に規定されている専門的な点検を平成 29 年度から実施し、不具合のある箇所 の早期発見と修繕、改修を実施します。 ・ 給食共同調理場については、衛生管理面の定期的なメンテナンス等を実施することにより、児童生徒の健康と施設の適正な管理を行います。 		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p> <p>中学校は、電気使用料の削減するため照明器具を LED 化しました。小学校においても平成 29 年度、30 年度で校舎照明器具の LED 化を実施することとしています。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

②西米良村立学校施設の耐震化の現状について

学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地域住民にとっても学習・文化・スポーツなどに利用される公共施設、更には災害発生時の応急避難場所として重要な役割を担っています。

このような状況を踏まえ、本村では、建物ごとの耐震性能を把握するために、平成18年度に耐震診断を実施したところです。診断の結果、小中学校とも耐震要件を満たしており、問題ありませんでしたが、校舎等の施設は、築後30年以上を経過し、一部老朽化が進んでいるため適切な整備、児童生徒の安全確保と、地域住民の避難場所としての機能強化を図っていきます。

③西米良村立学校施設耐震診断結果表

No.	調査年度	学校名	棟番号	用途	構造・階数	建設年月	延面積(m ²)	コンクリート圧縮強度 N/mm ²	二次診断耐震指標	補強の要否	備考
									Is値		
1	18	村所小学校	1	校舎 (管理・教室)	RC 2F	S43.3	1,057	22.5N/mm ²	0.99	不要	
2			8	屋内運動場	S+RC 1F	S47.5	612	22.5N/mm ²	1.40	不要	
3		西米良中学校	19	校舎 (管理・教室)	RC 3F	S53.9	1,802	22.2N/mm ²	0.71	不要	
4			20	屋内運動場	S+RC 1F	S53.11	772	22.5N/mm ²	0.90	不要	

- ※ 1 耐震診断調査対象物
木造以外の校舎等で階数が2以上、又は床面積の合計が200㎡を超えるもの。
木造の校舎等で階数が3以上、又は床面積の合計が500㎡を超えるもの。(本村には該当施設はありません。)
- 2 Is値(構造耐震指標)
国土交通省告示(二次診断の場合)
Is<0.3 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
0.3≤Is<0.6 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
0.6≤Is 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
文部科学省では、学校施設の特長性を考慮し、より安全性を確保するため、0.7≤Isの場合を耐震性あり(補強不要)と判定している。
- 3 第2次診断方法
中低層鉄筋コンクリート造建物の耐震診断方法として、計算精度の低い順に第1次、第2次、第3次診断があり、このうち二次診断は旧耐震基準(S56以前)で建設された最も一般的なRC造建物を想定した診断手法である。
コンクリート圧縮強度
主要構造部材(壁、床、梁など)からコンクリート塊を抜き取り、強度、老朽化、施工状態などを調査する。
また、改修工法の判断材料にも利用され、一般的に13.5N/mm²を下回る場合の補強には慎重な検討を要し、10N/mm²を下回る場合は改築を要すとされている。

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

7.子育て支援系施設

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
現状	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	ふたば園
実施方針	<p>本村は子育て支援の一つとして昭和 40 年に村所児童館を開所し、その後昭和 52 年にへき地保育所へ移行、さらに平成 12 年度に乳幼児保育棟を併設して、保育事業を行ってきました。</p> <p>このような中、平成 24 年 8 月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律等に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から本格的に始まり、本村のへき地保育所も地域型保育事業の小規模保育事業 B 型に移行したところ。なお、乳幼児保育棟以外は施設の老朽化が著しいことから、その都度改修等が必要となってきました。</p> <p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p> <p>【新制度への対応】 現在の小規模保育 B 型の事業形態のままでは、平成 31 年度以降満 3 歳以上の保育ができないため、これまで同様に 3 歳以上の保育を行うために認定こども園移行を視野に入れた施設整備が必要となります。</p> <p>認定こども園は全園児への給食提供が義務となっていますが、現在の園舎では調理の作業面や衛生面などから全園児分の給食調理ができないこと、園舎が 2 棟あることから給食提供時の衛生管理ができないこと、また施設の老朽化もあり改修工事が難しいことから、平成 32 年度からは認定こども園として保育事業を行います。</p> <p>【認定こども園】 就学前の子どもに対して、保育及び教育を行うと共に保護者に対する子育て支援を行う総合的な施設として整備します。また移行後も園の老朽対策について、随時整備を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりを行うとともに、今後とも引き続き子育て支援事業の実施と児童福祉事業の充実を図り、働きながらでも育児ができる環境づくりに努めます。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

② 量 について

(所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)

村内1箇所の数については現状維持とします。

③ 運営費 について

(効率的・効果的な運営の実施方針等)

国の基準に基づき適正な運営管理を実施します。保育の資質向上を図るため、職員の研修等を実施します。

②将来的に新設、更新、耐震化、大規模改修の予定のある施設

施設名称	計画名	予定年度	内容	見込み金額
ふたば園	認定こども園 移行計画	H29	新園舎構想検討、 基本計画検討	・2.5億円 ・解体費
ふたば園	認定こども園 移行計画	H30	実施設計	
ふたば園	認定こども園 移行計画	H31	園舎建設	

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

8.保健・福祉施設

①現状及び実施方針

	大分類	中分類	施設名
対象	保健・福祉施設	保健施設	保健センター
現状	<p>西米良診療所内に保健センターがあります。段差等も解消されておりバリアフリー化されています。</p> <p>現時点では、特に問題はないものの、主に高齢者や小さな子供がいる世帯の方が利用するため、さらに、建物・設備関係等に充分配慮した管理が必要です。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<p>軽微な修繕箇所等が生じた場合には、早期な対応を実施します。また、専門業者による建物、設備機器関係のメンテナンスを実施することで適正な管理、運営に努めていきます。</p>		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>当面の間、現状維持とします。</p>		
	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>		
	<p>適正な管理運営に努めます。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

9. 行政系施設（庁舎等）

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	行政系施設	庁舎等	西米良村役場
現状	<p>西米良村庁舎は、昭和 42 年建築され既に 49 年が経過し、その機能性と耐震性において問題が生じており、平成 21 年度に実施した耐震診断では全階において、基準値を満足していないため、全面的な構造補強が必要と診断されております。</p> <p>また、現庁舎のいたるところに亀裂が入っているなどの老朽化が進んでいることや防災拠点としての機能が不足していること、高度情報化や、高齢者や障がい者、子どもは勿論の事すべての人にわかりやすく、使いやすい庁舎として対応しにくい等、様々な問題を抱えています。更に、行政需要の増加、業務の多様化に伴い、村民の利便性、事務処理の効率性の低下を招いています。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<p>平成 21 年度の耐震診断結果から耐震性能がないこと、また、耐震補強工事を実施した場合、行政としての機能を十分に確保することができたため、平成 27 年度から本格的に新庁舎建設を検討します。</p>		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>平成 30 年末までに新庁舎完成予定としています。</p>		
実施方針	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>		
	<p>新庁舎建設までは、必要最低限に支出を抑えます。 建設費用等については、平成 22 年度から積み立ててきた庁舎整備基金、補助金等を活用し住民の方への負担がかからないよう努めます。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

②将来的に新設、更新、耐震化、大規模改修の予定のある施設

施設名称	計画名	予定年度	内容	見込み金額
西米良村新庁舎		H29～H30	現庁舎の解体、 新庁舎の建設。	8.5 億円

③統合・用途変更・取り壊しを進めたい施設

施設名称	理由
西米良村役場庁舎	耐震機能、老朽化が著しいことから新庁舎を建設。 平成 29 年度中に現庁舎の取り壊しを実施予定としています。

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

行政系施設（消防施設）

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	行政系施設	消防施設	消防詰所
現状	<p>各部において管理しており、年 1 回、機械器具現地検査の折に指導員において、管理状況の点検をしています。</p> <p>現時点の運用で問題ないと思われませんが、旧第 6 部詰所については、消防詰所として使用する見込みはないため、所管を管財に移行し、有効に活用する方法を検討します。</p>		
実施方針	<p>① 質 について （点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等）</p>		
	<p>管理・点検等、現時点の運用で問題ないと思われま。</p>		
	<p>② 量 について （所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等）</p>		
	<p>消防団各部に詰所があり、充足しているため現状維持とします。</p>		
実施方針	<p>① 質 について （点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等）</p>		
	<p>運営費は、主に光熱水費や修繕料、通信運搬費ですが、詰所に設置してある固定電話の廃止について検討します。</p>		

②統合・用途変更・取り壊しを進めたい施設

施設名称	理由
旧第 6 部詰所	消防団詰所としての使用は今後見込めないため。

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

10.公営住宅等

①現状及び実施方針

	大分類	中分類	施設名
対象	公営住宅等	公営住宅等	
現状	<p>村営住宅は、公営住宅、一般住宅、教職員住宅、山村定住住宅、若者定住住宅、定住促進住宅をさします。</p> <p>公営住宅は、ほとんどのものが、昭和40年代から50年代にかけて建てられました。中には簡平、簡2構造で、耐震診断が困難なものもあり、著しい老朽化が目立つ住宅もあります。</p> <p>本村は、九州山地の中心部に位置しているため、新たな村営住宅や住宅建設用地を整備することが大変困難な状況です。現在、少子高齢化、人口減少を抑制するため、UIJターナーの移住を推進していますが、受け皿となる住宅が不足しています。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<p>目視等による点検・確認を継続します。定期的な住宅の改修、外装塗装工事を実施することで建物の長寿命化を図ります。また、バリアフリー等に十分配慮した住宅の整備を推進します。</p>		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>住宅建設用地が不足しているため、住宅建設が可能な村有地、民有地を検討し住宅の整備を進めていきます。また、老朽化が著しいものについては、慎重に検討し、改修、用途廃止等を検討することが考えられます。</p>		
	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>		
	<p>中長期的な計画を策定し、財政に過度な負担がかからないように努めます。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

11.医療施設

①現状及び実施方針

対象	大分類	中分類	施設名
	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険西米良診療所 ・歯科診療所
現状	<p>【診療所】</p> <p>建設より 10 年程経過しており、一部雨漏り等の不具合は出てきているものの、清掃やメンテナンスを丁寧に行っているため大きな劣化は見受けられません。</p> <p>施設が大きな分経常経費が大きく、それを縮小するために LED 工事を 28 年度に、エアコン改修工事を 27 年度に実施しました。</p> <p>法律の改正により、有床診療所には平成 37 年度までにスプリンクラーの設置が義務付けられたため、工事を実施するタイミングの検討が必要です。</p> <p>【歯科診療所】</p> <p>以前は法務局があった建物をリフォームし使用しています。外観は老朽化が目立つものの、室内は清潔感があります。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p> <p>【診療所】</p> <p>耐震基準等を満たした安心できる施設です。</p> <p>軽微な修繕は、その都度実施し、専門的なメンテナンス等を実施することで建物の長寿命化や適正な管理に努めていきます。</p> <p>【歯科診療所】</p> <p>古いものの、平屋で頑丈な作りになっているため、安心な建物です。</p> <p>軽微な修繕は、その都度実施し、専門的なメンテナンス等を実施することで建物の長寿命化や適正な管理に努めていきます。</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

実施方針

② 量 について

(所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)

診療所・歯科診療所共に、村内に1ヵ所しか整備されていません。
 今後も、こまめな修繕、メンテナンス等を実施することにより適正に管理していきます。

③ 運営費 について

(効率的・効果的な運営の実施方針等)

【診療所】

経営は赤字ですが、村より運営費を繰り入れながら運営しています。平成26年度より調整交付金の基準額が大幅に引き上げられたこと、改築償還金の支払いがピークを過ぎたことにより、経営は安定に向かっています。

更に、平成27年度にエアコン改修を行い、動力源を灯油から電気に変更したことにより、毎年100万円以上の経常経費削減になっています。

また、平成28年度に2階病棟のLED改修工事を行ったことにより年間約42万円の経常経費の削減につながると試算しています。

このような健全経営にむけた取り組みを目指しています。

②統合・用途変更・取り壊しを進めたい施設

施設名称	理由
歯科診療所	将来的に診療所と一体化すれば診療の更なる連携が図れ、職員同士の情報共有、意思疎通を行う中でより高いサービスを提供できるようになります。患者の移動も無くなり住民サービスの向上が見込まれます。

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

12. 供給処理施設

①現状及び実施方針

	大分類	中分類	施設名
対象	供給処理施設	供給処理施設	・西米良村火葬場
現状	<p>平成7年に建替えを行ってから、定期的なメンテナンス等を実施してきたが、焼却炉に不具合が生じたため大規模な改修を行いました。</p> <p>建物の管理は、月に数回屋内外の清掃や軽微な点検を実施しています。建物は、一ツ瀬川沿いに建設されていますが、建設当初の地盤と比較してみると、若干沈下しているような状況です。現在のところ沈下による建物、機器設備等に不具合は認められないものの早期な対応が必要です。</p>		
実施方針	<p>① 質 について (点検・診断・維持管理・修繕・更新・安全確保・耐震化の実施方針等)</p>		
	<p>建物については目視等による点検、確認を継続して実施します。機器設備については、専門業者に修繕・点検等を委託することで、安心して利用することができるよう適正な管理に努めていきます。</p>		
	<p>② 量 について (所有施設の統合や廃止の実施方針、施設数等)</p>		
	<p>当面の間、現状維持とします。</p>		
	<p>③ 運営費 について (効率的・効果的な運営の実施方針等)</p>		

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

13. インフラ資産

【村道】

①保有状況

大分類	延長	道路面積	橋梁数
道路等	107,497m	1,088,967 m ²	64 橋

②現状及び実施方針

現状	<p>西米良村建設課で管理する村道は、75 路線、実延長 107,497.0m を、橋梁は 64 橋を管理しており、日常の維持管理については、巡視、除草、路面補修等を行っています。</p> <p>異常箇所等で簡易な修繕については、村有のタイヤショベル等により作業も実施しています。今後は、法面や路面の老朽化が進行し補修が集中することが予測されます。</p>
実施方針	<p>現在（点検・診断、維持管理・修繕・更新、長寿命化等の実施方針）</p> <p>これまでの道路ストック点検や日常点検の結果を基に、劣化の進行状況や路線の重要度を検討し、計画的に修繕・改修を行います。</p>
	<p>今後（点検・診断、維持管理・修繕・更新、長寿命化等の実施方針）</p> <p>これまでの道路ストック点検や日常点検の結果を基に、劣化の進行状況や路線の重要度を検討し、計画的に修繕・改修を行います。</p>

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

【橋梁】

①現状及び実施方針

現状	<p>西米良村が管理する村道橋梁は、現在 65 橋あり、このうち 15m 以上の橋梁が 29 橋あります。</p> <p>15m 以上の村道橋梁に限れば、橋齢 50 年以上の橋梁はありませんが、30 年を越えるものが 70% を占めます。したがって、20 年後には橋齢 50 年を越える橋梁の割合が 70% になることが推測されています。</p> <p>橋梁の耐用年数は一般的に、50 から 60 年と言われていることから、今後 10 から 20 年の間に架替えなければならない橋梁が集中することが予測されています。</p>
	<p>現在（点検・診断、維持管理・修繕・更新、長寿命化等の実施方針）</p> <p>架替えには多額の費用を要することや、通行止めを余儀なくされる場合もあり、適切な維持管理によって橋梁の長寿命化を図ることで、経費の縮減とサービスの維持が求められています。</p>
実施方針	<p>今後（点検・診断、維持管理・修繕・更新、長寿命化等の実施方針）</p> <p>村内全域においてパトロールを定期的（巡視可能なサイクル）に行い、主に高欄や伸縮装置、舗装などの走行の安全性に係る部分の異常が無いか確認します。</p> <p>また、村民からの道路や橋梁の異常についての通報等の受け入れ態勢を強化します。</p>

②維持管理内容の目安

健全性		対策区分	
健全度	一般的状态	区分	内容
100~90	ほぼ新橋状態で問題はない	I	概略点検を実施
90~80	若干の損傷は認められるが特に問題はない		
80~70	損傷は認められるが、継続的な概略点検を実施すれば特に問題はない		
70~60	供用には問題はないが、軽微な補修あるいは継続的な詳細点検を実施することが望ましい	II	詳細点検を実施 (機会があれば補修)
60~50	供用には問題はないが、補修あるいは継続的な詳細点検を実施することが望ましい		
50~40	当面は供用することに問題はないが、補修を実施する必要がある	III a	補修を実施
40~20	供用することが望ましい状態ではなく、至急補修を実施する必要がある	III b	
20~0	供用することが望ましい状態ではなく、至急大規模な補修・架替えを実施する必要がある	III c	

【資料】村道橋梁長寿命化修繕計画

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

【上水道】

①現状及び実施方針

現状

本村の公営水道施設は、簡易水道1箇所(村所、竹原、越野尾、横野、小川、松之本)、飲料水施設(板谷)、と経営統合して、これら7地区に一般家庭等を含め435箇所に供給しています。また、公営水道施設のない地域集落では、水道組合等を設立し、村が国庫補助事業等において整備した施設を活用しながら飲料水の供給を行っています。点在地の民家には、平成11年度から村の単独事業において水道施設等の改修事業を行っています。

公営の水道施設は供用を開始してから数十年が経過しており、ろ過池や配水池など浄水施設の老朽化が進行していたため平成23年度から平成28年度にかけて国庫補助事業を活用して整備を行いました。

地域水道組合や点在地の世帯では、取水口等の維持管理や巡視が高齢化の進行・影響で困難になりつつある状況が目立つようになりました。

実施方針

公営水道施設は国庫補助事業を活用し、平成28年度までに施設の改修と施設の稼働状況を把握できる遠隔監視システムを導入し、安全でおいしい・安心な水道水の供給を目指します。

水道組合や点在地の世帯に対しては、西米良村一般家庭飲料水供給施設設置補助金交付要綱を一部改正し、村民の方の要望に柔軟に対応し施設の拡充を図ります。

05

施設類型ごとの管理に関する基本方針

【下水道】

①現状及び実施方針

現状

本村の下水道は、特定環境保全公共下水道事業により、村中心部の村所地区を平成9年度から整備し平成12年度末に完成しました。平成13年3月31日より、下水道事業の供用を開始し、現在263戸の世帯等が下水道に接続し、416の方が排水処理しています。

平成16、17年に襲来した台風により、村所地区の一部が浸水の被害を受けたため、平成19年度から20年度にかけて雨水整備の拡張を行いました。

自給肥料供給施設の更新と浄化センターの効率的な活用を図るため、し尿と浄化槽汚泥を下水道処理水で希釈し浄化センターで処理を行うし尿前処理施設が平成22年度4月から供用を開始しました。

下水道事業債の元利償還のピークは過ぎたものの、依然として会計の中で償還の占める割合は突出しています。今後は下水道事業も地方公営企業法の財務規定の適用を求められていることから、更なる経営の安定化を図る必要があります。

施設が供用開始してから、15年が経過し、施設等の一部老朽化や部品交換等の維持管理費用の増大が見込まれます。

実施方針

独立採算の原則に基づき、中長期の経営計画を策定することで、健全な財政運営を目指します。施設の一部老朽化等による維持管理費の増大については、国庫補助事業を活用するなど効率的な事業を実施します。



06 今後のスケジュール

1.取組みの流れ

予算の配分調整を行う等の 合理的な予算編成のための仕組みを構築

限られた財源を効率的に活用するため、「現状分析と評価」や本計画で定めた方針に基づき、「施設の最適化」による公共施設等の内容や規模等の適正化の方向性を明らかにします。さらに、定期的な点検の強化により施設の状況を把握し、修繕時期や工事内容などの見直しを行います。

計画的な保全に必要な修繕工事について費用を適切に確保できるよう、年度間における予算の配分調整を行う等の合理的な予算編成のための仕組みを構築していきます。

2.全庁的な取組体制の構築

公共施設等の一元的管理を行い、 方針の改定や目標の見直しを行う

今後、建物系施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えに必要となる費用、そして道路・橋梁などのインフラ資産の更新費用は巨額なものになると見込まれます。

本村が所有しているすべての公共施設等を将来にわたり維持し続けていくことは、不可能であると考えます。

本村では、公共施設等の一元的管理を行い、施設の統廃合について施設担当者全体の調整を行うとともに、方針の改定や目標の見直しを行います。

06

今後のスケジュール

3. 財政担当との連携

必要となる費用は、 全体の予算編成を踏まえながらその確保に努める

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があって初めて実行が可能になります。

効率的な本計画を実施していくには予算編成部署との連携が必要不可欠であることから、必要となる費用については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めます。

4. 職員の意識啓発

本計画のあり方を全職員を対象に 一人ひとりの意識向上に努める

全庁的な本計画を推進していくためには、職員一人ひとりが本計画の意義を理解し、持続可能な村民サービスの確保のために創意工夫を行うことが重要です。

そのため、全職員を対象とした講演会や研修等を行い、本計画のありかた、運営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及び費用感覚に関する職員の意識向上に努めます。

5.情報の一元化

施設に関する情報を一元化し、 効率的な仕組みづくりへ

公共施設を適切に管理運営するためには、建物の状況、維持管理費及び利用状況等の公共施設等に関する最新の情報を常時簡便に把握する必要があります。

固定資産台帳のデータを基に各施設担当者が個別に管理していた維持管理費及び利用状況等の施設に関する情報を一元管理し、各施設担当者がこれらを定期的に更新することにより継続的に施設の実態把握を可能とする効率的な仕組みづくりを検討します。

平成 29 年 3 月

発 行 宮崎県西米良村

〒881-1411

宮崎県児湯郡西米良村村所 15

TEL 0983-36-1111

編 集 西米良村